

大分県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 募集の趣旨

大分県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、地球温暖化対策を推進するための取組拠点として、県内のNPO法人等の中から1団体を「大分県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）」に指定することとし、指定を希望する団体を募集します。

2 地球温暖化防止活動推進センターの業務内容

法第38条第2項各号に規定する次の業務とします。

(1) 第1号に掲げる事業

地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

(2) 第2号に掲げる事業

日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(3) 第3号に掲げる事業

上記(2)に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガス排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

(4) 第4号に掲げる事業

地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、上記(3)の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

(5) 第5号に掲げる事業

地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市（地方自治法の中核市及び特例市）等が行う施策に必要な協力をする事。

(6) 第6号に掲げる事業

上記(1)から(5)の事業に付帯する事業

3 県が指定する業務内容

地球温暖化防止活動推進センターとして指定された場合、「2 地球温暖化防止活動推進センターの業務内容」とは別に次の業務を実施して頂きます。

(1) 大分県地球温暖化対策推進大会の開催

(2) 地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員に対する研修の開催

(3) 地球温暖化防止活動学生推進員に対する活動の支援

※詳細な内容は別紙1を参照

4 指定期間

指定の日から令和9年3月31日まで

なお、法第38条第5項により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

5 応募資格

応募できる団体は、地球温暖化対策の普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（県が指定する時点において法人格を有しているもの）であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に事務所を有していること。
- (2) 定款（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条に規定する一般財団法人として存続する財団法人の寄付行為を含む）に掲げる団体の目的又は活動の内容が、環境の保全を図る活動であること。ただし、特定の地域や特定の住民を対象とした活動は除く。
- (3) 環境保全に関する活動実績があること。又は、指定後、県内において活動が見込まれること。
- (4) 事務所に、センターの業務を行う常勤の職員を1名以上配置できること。
- (5) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体ではないこと。
- (6) 特定の公職にある者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

6 説明会の開催

説明会を下記の日程で実施します。

- ・日時：令和5年9月28日（木）15時00分～
- ・場所：市町村会館6階61会議室

*出席を希望される場合は、9月26日（火）15時までに下記までご連絡ください。
なお、説明会への参加は、応募の必須条件ではありません。

(連絡先)

大分県生活環境部脱炭素社会推進室 脱炭素社会推進班

電話 097-506-3033

E-mail a13080@pref.oita.lg.jp

7 応募に関する手続き

(1) 募集期間

令和5年9月13日（水）から令和5年10月31日（火）まで

*持参、郵送、電子メールいずれも10月31日（火）午後5時必着のこと

(2) 提出書類

①大分県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書【様式1】

申請書には、次の書類を添付してください。

〈添付書類〉

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・収支計算書（3年分）
- ・貸借対照表（3年分）
- ・財産目録（最新のもの）

※ただし、法人設立後1年を経過していないため、又は応募時点で法人格を有していないために、貸借対照表、収支計算書及び財産目録を添付できない場合は、それに準じた書類（任意団体時の収支計算書等）を添付してください。また、同様の理由で作成していない書類がある場合は添付する必要はありません。

②センターとしての活動に関する基本的な方針【様式2】

- ・センターとして実施する啓発・広報活動、地球温暖化対策防止活動推進員等の支援活動、相談・助言活動等について、法第38条第2項各号に掲げる内容に沿った形で、記載してください。

③事業計画書【様式3、3-1及び事業説明資料】

- ・「2 地球温暖化防止活動推進センターの業務内容」に関する、令和6年度から令和8年度の事業計画書を作成してください。

④組織体制図【様式4】

⑤活動実績書【様式5】

- ・地球環境保全又は環境保全に関して、過去3年間に活動した内容の概略を記載してください。（任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動歴を含む。）

⑥確認書【様式6】

（確認する内容）

- ・宗教活動及び政治活動を行う目的の団体でないこと。
- ・特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対する団体

でないこと。

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- ・センター指定後、法第38条第5項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を法第38条第2項第2号、第3号又は第5号（同項第2号又は第3号に付帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。

（3）応募方法

直接持参、簡易書留郵便、電子メール（PDF形式）のいずれかにて提出してください。

ただし、電子メールでの提出を希望する場合には、資料送付後、提出期間内に電話にて 受取確認を行ってください。

（4）提出部数

2部（正副各1部）

（5）応募書類の取り扱い

- ・応募に要する経費は、申請団体が負担するものとします。
- ・書類提出後、必要な場合は補足資料の提出を求めることがあります。
- ・応募書類は、大分県情報公開条例に基づき原則として公開の対象となります。
- ・提出された応募書類は、返却しません。

（6）応募先及び応募に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部脱炭素社会推進室 脱炭素社会推進班

電 話 097-506-3033

FAX 097-506-1749

E-mail a13080@pref.oita.lg.jp

8 指定団体の決定方法

指定候補団体の決定に当たっては、有識者等で構成する選定委員会が審査を行い、知事が指定団体を決定します。

（1）選定委員会による審査会

日時：令和5年11月上旬頃

場所：大分県庁舎内の会議室

審査方法：プレゼンテーション及びヒアリングにより審査予定

- ・詳細については、申請者に別途通知します。
- ・申請団体が1団体の場合でも、選定委員会による審査を行います。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

9 その他

(1) 指定後の報告

センターは、法に基づき、毎年度事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3月以内に事業報告書及び収支決算書を県に提出しなければなりません。

(2) 活動経費

「2 地球温暖化防止活動推進センターの業務内容」に要する経費については、指定を受けた団体が負担することとなります。ただし、国の補助金の対象となります。

【参考】国の補助金

項目	内容
補助金名	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）
内容	地球温暖化対策の推進に関する法律により地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制を行う事業
対象経費	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費
補助率	7/10 ※ 3/10については県より補助を予定

また、「3 県からの委託業務内容」に要する経費については、県が委託費を支払います。

(3) 事業を実施する上での参考事例

一般社団法人地球温暖化防止全国ネットのホームページ（※）に地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の優良事例が掲載されています。

事業をご提案頂く際の参考としてください。

※ <https://www.zenkoku-net.org/%e8%a3%9c%e5%8a%a9%e4%ba%8b%e6%a5%ad/734/>